平成28年第2回定例会 文教常任委員会

平成 28 年 6 月 14 日

西村委員

私からは、県立高等学校入学者選抜の採点誤りに係る再発防止・改善策(案)について質問させてもらいます。しかし、これは既に質問が出ていますし、第1回定例会でも審議され、当時、我が会派の谷口委員が質疑させてもらい、幾つか提言、提案をしています。今回、県立高等学校入学者選抜調査改善委員会による最終とりまとめと再発防止・改善策(案)が提示されているので、これらの中に、我々の意見や提案、提言がどういった形で盛り込まれているのかという観点から質問させてもらいたいと思います。

まず、私もこの報告を見て思ったのが、なぜ誤りが起こったのかを追求することはとても大事だと思うのですが、同じ環境下にあって誤りが一切なかった学校もあることから、そういった学校は独自の観点から工夫をしている可能性もあるのではないかということです。叱責することも大事ですが、細心の注意を払ったところにも目を配るという方法があるのではないかと思っていましたが、どうやら我が会派の当時の委員も、同じような観点で質問していたようです。

採点誤りがなかった高校が独自に実施していた取組について、県立高等学校 入学者選抜調査改善委員会では検証されたのでしょうか。また、独自に取り組 んでいたことがあれば、それらは再発防止・改善策(案)に含まれているのでしょうか。

入学者選抜改善担当課長

平成28年度、27年度とも、採点誤りのなかった学校は30校ありました。この学校に聞き取りを行い、県立高等学校入学者選抜調査改善委員会でも検証し、議論されたところです。

その中で、受検者の少ない学校では、採点日をあらかじめ2日設けることで日程に余裕を持たせることができた、あるいは、入学者選抜期間の業務管理を厳密に行って採点に専念できる環境を事前に確保した、記述式問題の採点について校内での取扱いを徹底したといったような取組は有効な手立てと考えられることから、県立高等学校入学者選抜調査改善委員会による最終とりまとめにも盛り込まれています。

こうしたことは、今回の再発防止・改善策(案)の中にも取り入れており、誤りのなかった学校の取組を生かしていきたいと考えています。

西村委員

もちろん誤りがないのが当然ですが、細心の注意は払い、こうした知恵を生かしてもらいたいと思います。

続いて、マークシート方式の導入も検討していただいているようです。マークシート方式を導入した場合、現在の中学3年生は急にマークシート方式で受検することになります。リーフレットの配布なども考えているようですが、問題なく対応できるのでしょうか。

入学者選抜改善担当課長

現在、中学生に対して全国で行われている学習状況調査などの回答方法には、 既にマークシート方式が導入されており、中学生がマークシート方式を全く経 験していないということはありません。しかし、導入するとなると、どういっ た解答用紙になるかなど、中学生は不安になると思うので、解答用紙のサンプ ルを事前にホームページで示したり、学校側との調整が必要ですが、中学校で マークシートによる回答を練習したり、円滑な導入に向けて準備を進めていき たいと考えています。

西村委員

マークを塗り潰す面倒さやコツがあると思います。マークシート方式での回答の練習を学校でしてもらえると、生徒が受検する際、こういう筆記具を持っていけばいいといったことが分かるのではないかと思うので、是非、細やかな対応をしてもらいたいと思います。

次に、マークシート方式を導入した場合、シートの読み取り等を全面的に委託する方法もありますが、委託方式にはどのようなメリットやデメリットがあると考えていますか。

入学者選抜改善担当課長

マークシート方式の読み取りを委託方式で行う場合、全面的に委託すると教員が読み取りに関わることは一切なくなるため、記述式問題の採点、点検に専念できるというメリットがあると思います。一方、業者に委託する場合には答案用紙を学校外に持ち出すことになるので、セキュリティーの確保が必要になってきますし、答案用紙を記号選択式と記述式に分け、記号選択式の部分のみを採点するために業者に委託するということになると、受検生は2種類の答案用紙に回答することになり、混乱することも予想されるのではないかと考えています。

いずれにしても、メリット、デメリットをしっかりと勘案し、どの方法が望ましいのか考えた上で決定したいと考えています。

西村委員

マークシートの読み取りを委託するとなると、予算も必要になってくると思うので、メリット、デメリットを整理しながら、とはいえ、あまり時間がないということも念頭に置いて取り組んでもらいたいと思います。

さて、3月22日の本委員会の調査会で、我が会派の委員が精神的なショックについて言及しました。先ほどの報告で、経済的な損失をカバーしていくという話がありました。精神的なショックは金銭だけで解決できるものではありませんが、誠意を示すということも考慮するよう要望しました。本来合格するはずが不合格となってしまった受検生の精神的苦痛に対する補償を検討するとのことですが、どの程度の補償を想定しているのでしょうか。

入学者選抜改善担当課長

就学機会を奪ってしまったことは、生徒の進路に多大な影響を与えており、精神的な苦痛としては非常に大きなものがあると認識しています。本県では過去にも不適正な選考を行い、就学機会を奪ってしまった案件があり、その際は、いわゆる謝意を表す部分と、それ以外の将来の経済的な損害に対する部分を併

せて、和解金として補償したケースがあるので、こうした前例も踏まえて検討 したいと考えています。

西村委員

是非、誠意という言葉を忘れずに対処してもらいたいと思います。

質問の折々に要望を挟んだので、一つ、私事ですが、私はいまだに受験の夢を見て、若干うなされることがあります。皆さんはそういう経験はありませんか。採点した先生も、そういった青春の時を過ごしてきたはずです。それが毎年のことになって流されてしまうということが許されないのだということを、教職員や教育委員会の皆さん、我々議員が、その思いに立って、共に声を上げて改善に努めていきたいと思いますし、再発防止・改善策(案)を確実に実行し、採点誤りのない入学者選抜を実施し、県民の信頼を一緒に取り戻していきたいと思うので、よろしくお願いします。

次の質疑に移ります。

続いては、ラグビーワールドカップ 2019 及びオリンピック・パラリンピック 競技大会推進かながわアクションプログラム(仮称)の素案について伺いたいと 思います。

2019年のラグビーワールドカップ及び2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクションプログラムの素案が報告されましたが、この中で教育委員会に関連する、学校におけるパラスポーツの普及と体育センターの再整備に関連して順次伺います。

まず、パラスポーツについて何点か伺います。

プログラムの中のかながわパラスポーツの推進に、学校におけるかながわパラスポーツの普及が位置付けられています。これに関連して、平成28年度当初予算で新たにパラスポーツの理解促進のために小学校、中学校、高等学校で体験事業等を実施するとされていますが、現在の取組状況がどのようになっているのか伺います。

保健体育課長

かながわパラスポーツ理解促進事業は、小学校4校、中学校1校、高等学校4校で実施を予定しています。現在、実施校9校を選定し、実施に向けて準備を進めているところです。

西村委員

実施校を確定し、実施に向けて準備中ということですが、具体的にどのような体験事業を計画しているのでしょうか。

保健体育課長

現在、関東車椅子バスケットボール連盟と調整をしています。ここは、様々なノウハウを持っており、具体的に車椅子バスケットボールの選手による試合形式のデモンストレーション、指導者による解説を行った上で、実際に児童・生徒が参加して競技を体験するという計画で進めているところです。

西村委員

パラスポーツの体験事業は他県でも行われているのでしょうか。

保健体育課長

現在のところ、ほかでは実施していないと聞いています。また、学校以外で

は体験という形は進めていると承知しています。 西村委員

今、学校以外という言葉がありましたが、パラスポーツの実際の試合は非常に臨場感があってエキサイティングなものです。児童・生徒が実際にパラスポーツの試合を見るような取組も並行してできないものでしょうか。

保健体育課長

現在は、学校の授業の中で実施してもらう形で考えているので、見学というよりは体験という形で、9校で進めていきたいと考えています。

西村委員

今後は是非、実際の試合の体験なども検討してもらいたいと思います。パラスポーツの試合を見ると、障害を持った方がこういうスポーツをこれほどできるのだという、新しい感動がありますし、少し目を広げてみると、同じ体育館や競技場でありながら、こういう活用の仕方でパラスポーツができるのだという解説もできると思います。様々な意味で取組を進めてもらいたいと思いますが、次に、特別支援学校の平成28年度当初予算で、新たにスポーツに対する意識や技能の向上を図るとされていますが、具体的にはどのようなことに取り組んでいるのか、その内容と対象者を伺います。

特別支援教育課長

今年度から、県立特別支援学校の28校全でにおいて、学校におけるパラスポーツの普及として二つの事業に取り組んでいます。一つ目は、パラスポーツ用具の整備です。障害の状態に応じたスポーツへの参加を推進するためには、用具の整備が必要となります。例えば、パラリンピックの正式種目であるボッチャ、2020年東京オリンピックの追加種目の最終候補の一つとなっているスポーツクライミングなどに使う器具を購入、整備します。二つ目は、スポーツ教室の開催です。特別支援学校の児童・生徒、教員を対象に、スポーツに対する意識及び技能を向上させるため、アスリート等を講師に招き、スポーツ種目及びパラスポーツ種目を体験する教室を開催します。このスポーツ教室には、地域の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒、教員、地域住民にも参加してもらい、相互理解を深めるとともに、パラスポーツに対する意識の啓発を図ります。西村委員

今、スポーツ教室の開催とありましたが、既に実績があるのでしょうか。 特別支援教育課長

特別支援学校で計画しているスポーツ教室では、サッカー、バスケットボール、ダンスなどのプロを招く計画が進んでいます。また、パラスポーツについては、ボッチャ、ティーボール、ソフトバレーボールなどの種目を予定しており、元日本代表選手やそれぞれの協会から講師を招請する計画です。

西村委員

計画ということは、まだ実施されていないのですか。

特別支援教育課長

失礼しました。既に開催しているところもあります。具体的には、先ほど申 し上げたサッカーの教室等を開催しているところです。

西村委員

生徒の様子を教えてもらえますか。

特別支援教育課長

開催状況は伺っていませんが、以前の私の経験から申し上げると、普段の教 員が指導する時とは違い、プロ選手から指導を受ける時は、生徒が真剣さとと もに喜びを表している状況が多いです。

西村委員

課題もあると思うのですが、特別支援学校でのパラスポーツの普及促進について、今後、どのような考えで進めていこうと考えているのでしょうか。 特別支援教育課長

特別支援学校におけるパラスポーツ普及促進の狙いの一つは、生涯にわたって児童・生徒自身がスポーツに関心を持ち、積極的に参加しようとする意欲の向上を図ることにあります。そのためには、まず障害のある児童・生徒が日常的にパラスポーツに取り組むことができる環境をつくり、多くの児童・生徒がスポーツを楽しめるように工夫することが大切であると考えます。また、様々なスポーツを経験した児童・生徒が、卒業後も地域社会の中でスポーツを継続していくためには、地域住民の理解と協力が欠かせません。特別支援学校におけるスポーツ教室に、障害のある児童・生徒だけでなく地域の小中学校、高等学校の児童・生徒、教員、地域住民に参加してもらうことにより、パラスポーツの普及促進に努めていきたいと考えます。

西村委員

ありがとうございます。もちろん、東京オリンピック・パラリンピックが大きな契機になったと思うのですが、是非、その後も特別支援学校の生徒がパラスポーツに取り組めるような体制を進めていただきたいと思います。また、本格的に進めていくとなると、ボランティアその他、地域住民の協力も必要となり、それがまた新しい教育環境を広げるきっかけにもなると思うので、様々な課題を乗り越えて取り組むようお願いします。

さらに、将来的にはパラリンピックの選手を育成できる体制になればと願うのは、私だけではないと思うのですが、オリンピック・パラリンピックの一つの良さとして、ホストタウン構想、ホストシティ構想というものがあり、子供たちや学校、地域を巻き込み、世界との交流とスポーツの交流、地域のより一層の融合を狙っていると。これはスポーツ局の仕事になると思いますが、教育委員会でも活用して、特別支援学校の子供たちを含む多くの子供たちに、たくさんの夢を届けてもらいたいと思います。

素案の内容に戻ります。今回、補正予算として体育センターの再整備に係る 予算が計上されていますが、今年の第1回定例会において我が会派の小野寺議 員が、体育センターの再整備について質問しました。教育長からは、障害者ス ポーツの拠点を目指して、新たなスポーツアリーナを整備するという、大変前 向きな答弁を頂きました。そこで、体育センターの再整備について何点か伺い ます。

まず、先ほども質問がありましたが、改めてPFI事業者の決定までのスケジュールを伺いたいと思います。

教育施設課長

PFI事業者の決定に向けた主なスケジュールについては、今定例会で提案している債務負担行為を議決いただければ、来月中に入札公告を行う予定です。その後、年末を目どに事業者からの施設整備に関する提案等を伴う入札を行い、その内容を審査した上で、来年2月を目どに落札者を決定する予定です。さらに、仮契約の手続等を踏んだ上で、来年の第2回定例会で事業計画を議決いただく想定をしています。

西村委員

来年2月に落札者が決定するというのは、少々時間がかかっているように思 うのですが、なぜそのような期間が必要なのでしょうか。

教育施設課長

ただいまの答弁のとおり、入札公告は今年7月を、落札者の決定は来年2月を想定しており、その間、約7箇月あります。PFI事業に係る入札は、金額だけではなく、事業者がそのノウハウを生かした施設の整備計画や維持管理計画などの提案を伴います。そのため、事業者が県の入札公告を踏まえて施設の整備計画などを検討する期間として5箇月程度を想定し、さらに、その提案の内容を金額面と併せてプレゼンテーションなどを行い、県が総合評価を行うための期間として2箇月を想定しています。

西村委員

事業者の提案内容を判定するのに時間を要するということですね。判定の際には、障害者スポーツの拠点を目指すという観点も含まれると思うのですが、 提案についてどのように対応し、判定していこうと考えているのでしょうか。 教育施設課長

体育センターは、全ての県民のスポーツ振興拠点として再整備を図っていくこととしており、障害者スポーツの拠点を目指すという考えについても、これまで意見交換会等を通じて民間事業者にも説明してきました。また、今年4月の、いわゆるPFI法に基づく体育センター再整備の実施方針の公表に合わせて、現時点での具体的な施設整備のイメージを示した業務要求水準書の案を公表したところです。

西村委員

再整備の実施方針などの一定の考えを示していることも承知しています。また、先ほども質問が出たPFI方式と県直営方式ということ。

唐突ですが、第2アリーナについては、具体的にどのようなことを希望しているのでしょうか。

教育施設課長

業務水準書の案の中で、第2アリーナについては、屋内パラスポーツ競技において最も大きな面積を必要とするホイールチェアラグビー用のコート2面分の面積を確保するとともに、競技エリア外のフロア面、アウトコートの部分は車椅子選手等の安全な控え場所として一定のスペースを確保する考え方を示しています。また、各種大会開催時などにスポーツを見る機会を提供するための観客席も備え、車椅子席にも配慮するよう記載しています。さらに、静寂な競技環境が必要となるサウンドテーブルテニスなどが行えるよう、遮音壁等を備

えた多目的パラスポーツ競技練習場を整備するように記載しています。その他、 車椅子の保管倉庫や修理室などの整備やトイレ、更衣室、サインの計画等にも 配慮することを記載しています。

西村委員

いくつも競技名が出てきましたが、それぞれの競技の課題もあると思います。 当事者である選手や障害を持つ方の意見を生かしてもらいたいと思いますが、 PFI事業者の提案に当たって、県は特にどのようなことを期待していますか。 教育施設課長

体育センターの再整備は、施設整備から整備後の維持管理、運営支援業務までをPFI事業として実施します。そのため、PFI事業者には民間のノウハウを発揮し、限られた期間内に施設整備を完了し、維持運営経費等が縮減され、自主事業による施設の有効利用、利用促進が図られることを期待しています。また、障害者のスポーツ拠点を目指すという観点では、各施設又は各施設間のバリアフリー化はもとより、障害者スポーツ団体から、車椅子バスケットなど激しいスポーツの場合、体育館のフロアを傷付けてしまうため、体育館の利用が敬遠されがちで利用しにくいなどといった意見を伺っているので、車椅子競技を前提とした第2アリーナなどの施設整備、また、障害者スポーツは活動拠点が少なく、競技人口も少ないことから裾野が広がらないという話も聞いているので、パラスポーツに関連した自主事業を積極的に展開することなどを期待しています。

西村委員

ありがとうございます。最後に要望を申し上げます。再整備後の体育センターについては、オリンピックはもちろん、パラリンピックの事前キャンプ地とすることを見据えた内容になっていると感じたところです。今後、スポーツ局とも連携し、特別支援学校をはじめ、子供たちが触れる機会が多くなっており、教育委員会としても関わる部分も大きいと思うので、是非、積極的な取組を展開するよう願いし、私の質問を終わります。